

令和2年7月

# 上天草市農業委員会會議録

令和2年7月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年7月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和2年7月10日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階序議会

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可の取消について
- 日程第8 報告第1号 形状変更届について
- 日程第9 報告第2号 許可不要転用届の受理について
- 日程第10 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓬田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義	10番 森 和敏	

（事務局）

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

開会 午前9時30分

## 1 開会

事務局（徳弘）

皆さんおはようございます。ただいまから、令和2年7月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は7月の定例総会ということで、皆さん方には梅雨の集中豪雨で大変な中ではございますけれども、本日ご出席をいただきまして、開催をできることを厚く御礼を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、人吉、球磨等におきましては、球磨川が氾濫をいたしまして、大変な甚大なる被害が起きているところでございます。そしてまた、熊本県の北部のほうにおきましても、集中豪雨で河川氾濫等によりまして、甚大な被害が発生いたしております。被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うところでございます。

この上天草におきましても、昭和47年、今から48年前、7月6日の大水害を経験いたしております。そういうことで、災害というものは忘れたころにやってくると昔は申しておりましたけれども、最近の災害におきましては、いつ何時どこに起きてもおかしくないような災害が発生をいたしております。50年に一度とか、初めて経験するような災害とよく言われますけれども、毎年のようにそのような災害が発生をいたしております。どうか私たちも自分の命は自分で守るという大きな前提のもとに、このような大災害におきまして、いかに対応していくか、対処

していくか、私たちもこれから非常に考えていかなければならぬ中じゃなかろうかと思っております。大変梅雨時の蒸し暑い中ではございますけれども、本日の総会をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そしてまた一つ、大変悲惨な事故とか災害ばかりの中で、明るい話題が一つありましたので、紹介をしておきたいと思います。

今回、事務局長をはじめヤクバンドの皆さん方が、熊日リボン賞を受賞されたということで、本当に明るいニュースじゃなかろうかと思っております。今後とも地域の皆さん方に音楽を提供していただくということで、今後さらなるご活躍をお願いいたしたいと思います。

それでは、早速、本日の総会を開会いたしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

### 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。7番、岩崎委員、8番、源委員、よろしくお願ひいたします。

### 4 議事

#### 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△△番△外2筆、地目は畠3筆、合計面積は1,430m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2~4ページのとおりで、直線距離で○○○○○から東の方向、約2kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田4,174m<sup>2</sup>、畠341m<sup>2</sup>、合計4,515m<sup>2</sup>、稼動力は3、農機具等は、耕運機2です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。

す。また、農業委員会の定める下限面積要件 40a を上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギやニンニク、ピース豆などを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4番（水野）

きのうは雨の中、現地確認お疲れさまでした。ありがとうございました。

申請人と譲渡人は親戚関係にあるそうで、申請人が主に耕作されるということですけども、父親と母親、高齢ですけれどもお手伝いをするということでした。ただ、やはり両親と一緒にされるので、もし畑が多くなり無理な場合にはいつでも耕作できるような状態にはしておいてください、というような指導をしてまいりました。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、2番、説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は2ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積は76m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は5～6ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約10kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田5, 315m<sup>2</sup>、畠1, 915.55m<sup>2</sup>、合計7, 230.55m<sup>2</sup>、稼動力は1、農機具等は、トラクター2、田植機1、耕耘機1、草刈機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件 40a を上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、サツマイモなど季節ごとの野菜を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

- 議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
- 8番（源） はい。議案1号の2番について、8番、源が説明申し上げます。  
画面に出ておりますとおり、現在サツマイモを作付けしております。これはもともとの地主、譲渡人の栽培ではなくて、譲受人のほうで既に栽培をされております。ということで、今回贈与ということになり、今後も野菜類を作っていくということです。よろしくお願いします。
- 議長（西岡） はい、ただいま2番の説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問ございませんか。
- （異議なし　の声あり）
- 議長（西岡） はい、ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議長（西岡） 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。
- 事務局（池林） はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。  
申請人は、天草市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△番△、地目は畑、面積206m<sup>2</sup>。同じく、字□□△△△番△、地目は田、面積184m<sup>2</sup>、合計2筆、合計面積390m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は7～8ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約0.6kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△△万円、合計△△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。
- 続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は溜め池に集水後、既設の側溝に排水し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽にて処理後、既設の側溝に排水することです。被害防除については、造成工事の必要はなく、完成後も近隣農地への影響は全くないとの

ことです。説明は以上です。

議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎） きのうは雨の中、お疲れさまでした。議案第2号の1番について、7番の岩崎が説明をいたします。

まず、土地の選定理由ですけれども、申請地は、小学校、中学校、買い物など利便性が良く、生活していくのに最適な場所ということで決定されたとのことです。給排水、近隣農地への影響についても、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれど、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林） はい。議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は、姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸地区字□□△△△△番△、地目は畠、面積325m<sup>2</sup>、建築面積63.76m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は9～10ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約16.7kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、合計△△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は道路側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽を設置することです。被害防除については、造成は現在の地盤の高さで行い、近隣農地に影響が出ないようにするとのことです。また、完成後も近傍農地への悪影響はなく、万一争議が生じた場合は、申請人が誠意を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番（蓮田） はい。席番1番、蓮田が説明いたします。議案2号の2番について説明いたします。

はじめに、先日の大雨の中に現地担当者の方、本当にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。また、事務局の塩田さんには、あの大雨の中、運転が大変だったと思います。重ねてお礼申し上げます。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

## 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡） 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するため審議を求めます。ということで、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第3号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明いたします。議案は5ページから16ページになります。

説明の前に、こちらのミスで数字が間違っていた箇所がありますので、修正をお願いします。議案6ページ、申請番号1番、登記簿地目の一一番下の畠1筆となってますが、ここは畠2筆が正しいのですで、1を2に修正をお願いします。

改めて説明をさせていただきます。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が15件、新規設定の計画が7件となっております。はじめに、議案13ページ、番号1番から議案13ページ、番号15番の再設定の計画は、内容については議案のとおりで、番号1番の借地設定期間のみ5年間から2年間へ変更となりましたが、それ以外の利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。

議案13ページ、番号16番、土地の所在、大矢野町上字□□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田1筆、面積は579m<sup>2</sup>です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、支払いは無償のためありません。設定期間は、令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間です。

次に、議案14ページ、番号17番、土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番△△、登記簿地目は田、面積は1,998m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は1筆当たり30kgの物納です。設定期間は、令和2年8月1日から令和12年7月31日までの10年間です。

次に、議案14ページ、番号18番、土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番△外2筆、登記簿地目は田3筆、合計面積は1,934m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は水田、支払いは無償のためありません。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、議案15ページ、番号19番、土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田、面積は367m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は1筆当たり15kgの物納です。設定期間は、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

次に、番号20番、土地の所在、松島町内野河内字□□、地番△△△△番△外1筆、登記簿地目は田2筆、合計面積は3,693m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は10a当たり△△△△円です。設定期間は、令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間です。

次に、議案16ページ、番号21番、土地の所在、松島町内野河内字□□、地番△△△△番、登記簿地目は田、面積は1,908m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は10a当たり30kgの物納です。設定期間は、令和2年8月1日から令和7年7月31日までの5年間です。

最後に、番号22番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番、登記簿地目は畑、面積は2,491m<sup>2</sup>です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は普通畑、借賃は10a当たり△△△△△円の口

座振込です。設定期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。利用権の設定をする人20名、利用権の設定を受ける人18名、利用権設定面積合計は3万3,890.93m<sup>2</sup>となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

規定によりまして、源委員には退席をお願いいたします。

（8番 源委員 退室）

議長（西岡）

それでは、皆さん方、ただいま議案第3号の説明がございましたけれども、何かご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

7番（岩崎）

1番です。設定期間が2年です。2年と言いましたけど5年になっていますが。

事務局（徳弘）

6ページ、申請番号1番の一番右側です。すみません。設定期間2年で、期間が令和2年8月1日から令和4年7月31日です。

議長（西岡）

1番につきましては記載ミスということでよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。ご異議がなければ、農用地利用集積計画（案）につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、承認することに決定いたします。

（8番 源委員 入室）

#### 議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号非農地通知交付申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第4号、番号1番です。議案は18ページになります。

申請人は宇城市小川町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△△番△、地目は畑、面積は150m<sup>2</sup>です。今回の申請場所は、図面

1ページ⑤、詳細は11～12ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北の方向、約1kmのあたりに位置しております。申請地の現況については、画面のとおりです。雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡） はい、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡） それでは、議案第4号非農地通知交付申請について説明します。

ご覧のとおりの荒れ地でございます。所有者は市外の方でございまして、まだ買い手とかそういうのは決まっていないけれども、ゆくゆくは手放したいということありました。以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま議案第4号の説明が終わりましたけど、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第5号 農地法第5条の規定による許可の取消について

議長（西岡） 続きまして、議案第5号農地法第5条の規定による許可の取消について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林） はい。議案第5号、番号1番です。議案は20ページになります。

当時の譲受人より農地法第5条の許可の取消願いがありました。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積1,898m<sup>2</sup>です。表示の申請理由は、別荘兼保養所の建設で、許可年月日は、平成17年3月24日です。取消の理由については、資金不足によるもので、取消に至った経緯については、ほかの事業に多額の運転資金が必要となり、断念せざるを得なくなったとのことです。なお、事業が完了していないため所有権の移転も行われていませんので、取消後の譲渡人名義の農地として元に戻ります。今回の取消願いは、当時の譲渡人、譲受人どちらも了承のうえ提出しております。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明します。

現地は図面のとおりホテル〇〇のすぐ隣といいますか道路の上になります。見晴らしのいいところで、平成17年に当時の県知事から許可が出されておりますけれども、当時は別荘兼保養所を建てるという計画で申請されたようです。画面を見てもわかりますように、15年ぐらい経った今でもこんなに綺麗になっているというのは、もともと地権者だった人が荒れないようにということで綺麗に整備されていたそうです。あまり草も生えずいつでも建てられるような状態になっております。今回、取消の理由ということで先ほども説明ありましたとおり、資金が足りなくなつたということです。

今回の申請を簡単に申し上げますと、平成17年に許可を得ましたけれども、なかなか着工に及ばず、ついには資金がなくなって、許可を取り消してほしいということです。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第5号の説明がありましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

それでは、ご異議ございませんので、議案第5号につきましては、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 報告第1号 農地形状変更届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号、農地形状変更届の受理について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい、報告第1号、議案は21ページになります。番号は1番です。

届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町内野河内字□□□△△△△番△外1筆、地目は田、合計面積は800m<sup>2</sup>です。今回の届出場所は、図面1ページ⑦、詳細は15～16ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.4kmのあたりに位置しております。

今回の届出理由は、これまで水稻を作付けしていましたが、水利の利便性が悪いため、土を入れて嵩上げを行うものです。嵩上げ後は柿などの果樹を植える予定とのことで、作付け開始予定は、令和3年1月からとのことです。

また、隣接する農地はないため、地区の排水同意書のみ確認しております。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

推進委員（大西） 推進委員の大西が説明いたします。

この場所は、以前は米を作っておりましたけども、お話をあったように水利が悪いということで、今現在は、先ほども議案に上がっておりましたけども、ほかの人の土地を借りて農業をやっておられます。ここは嵩上げをしてですね、柿とかミカンとか果樹を植えたいということで、今まで草切り管理をしていたけれどもちょっと手が回らないということで、嵩上げしたいということです。よろしくお願いします。

議長（西岡） 一括して質問を受けますので、2番、説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。報告第1号、番号2番です。議案は21ページになります。

届出人は姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積5.87m<sup>2</sup>です。今回の届出場所は、図面1ページ⑧、詳細は17~18ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約1.9kmのあたりに位置しております。

今回の届出理由は、周囲が山林化し、道路との高低差があるので、農機具や作物の運搬に支障がでるため、客土して嵩上げを行うものです。嵩上げ後は柿等の果樹を植える予定とのことで、作付け開始予定は、令和3年3月からとのことです。また、隣接する耕作中の農地はないため、地区の排水同意書のみ確認しております。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（藤川） はい、推進委員の藤川が、報告1号2番の農地形状変更届について説明いたします。

申請地は、亡くなられた父親が以前にみかんの木を植えられたそうです。申請人が申請地と道路との高低差があるので、客土してあらためて果樹などを植えたいと思われたそうです。果樹は柿だそうです。よろしくお願いいたします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま報告第1号の1番と2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 何もございませんので、報告第1号につきましては、報告どおりといたします。

## 報告第2号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡）

報告第2号、許可不要転用届の受理について。次のとおり上記届の提出があったので、受理したことを報告します。

1番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい、報告第2号、番号1番です。議案は22ページになります。

物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△△番△、地目は田、面積は968m<sup>2</sup>のうち35m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ⑨、詳細は19~20ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約3.4kmのあたりに位置しております。

申請事由は、携帯電話無線基地局の新設工事で、権利の種類は賃貸借権の設定です。届出人が福岡市の方ということもあり、現地確認の立ち会いは難しいということで、昨日の現地確認は、西岡会長、蓮田職務代理者、岩崎委員、事務局2名で行いましたが、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書も確認できており、問題ないと思われます。報告は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

報告第2号の1番について、7番、岩崎が補足説明いたします。

画面をご覧のとおり大体田んぼとなっておりますけれども、この筆は畑になっています。その中の35m<sup>2</sup>を携帯電話の無線基地局の新設工事ということで申請があがっております。同意書も付けてありますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。事務局、許可不要の根拠、農地法第4条第1項と書いてありますけれども、説明できますか。法的には許可是要らないと決まっているわけです。農地法第4条第1項の規則とは書いてありますが、何と書いてあるんでしょうか。携帯電話の基地局とかあたりは許可不要でよいそうです、転用が法的に定められているということで。

それとですね、形状変更届ですが、この形状変更届につきましても届出だけで形状変更ができるわけです。それで、届出もする前に届けるのか、でき上がってから届けるのかを、きのう局長と話し合ったんですが、私たちはやっぱり前が当然と思うわけですよ。しかし、取りようによっては、届出をすればいいんじゃないいかというふうになるわけです。それで、やっぱり農業委員会の見解としては、工事に入る前に届出をしてから、農業委員の皆さん方が承知をしたうえで工事に入っていただきたいと。

- 3番（山口） 公的な工事については、その地元委員と三役に任せるような話をしませんでしたか。違いましたか。
- 議長（西岡） 現地確認には行きますが、やっぱり農業委員の皆さん方も全員が知っていないですね、あそこには何ができるかとか。
- 3番（山口） だから報告だけでいいんじゃないですか。
- 議長（西岡） 質問を受けたときがですね、困りますので。
- 9番（松本） 着工する前に届出したほうが一番よいと思うけれども、現在してあると。それならそれを指摘するのにどういう指摘をしていくか、どういうことをお願いすればいいのか、こっちからお願いしないといけないのか。
- 議長（西岡） 中には、事前着工がたまにはあります。
- 9番（松本） この前確認した案件も、もう舗装はしてあったでしょう。申請をしてくださいという話は、私も通告はしましたし、おそらく局長も報告の中で連絡はしたと思いますけど。そのところは厳しく言ってでもしなければならないのか。また農業委員会から、こういうことですので原状復帰してくださいと言えるのか、と思うんですよ。難しいでしょう。だからそのところを突っ込んでいって指摘してもいいのかと。そこまでしなくてはならないのか、ということが我々には非常に難しいところです。しない者には勝たない。それで言ったところで相手にされないということで、非常に難しい問題が出てきますが、そういうところはどうした解決をすればよいでしょうか。地元、地元と言われますが、地元の人は特に言いにくいで。何か罰則か何か規定があるならですね、こういうことがおきるので早めにしてください、とそこまで言えます。何もない。それなら農業委員会から原状復帰してくださいと言って、それをするかというなら、しなければそのままでしょう。
- 議長（西岡） その4条、5条ならですね、我々委員会が許可しないとできませんが、この形状変更とか許可不要の転用は、届出さえすればよいわけです。我々農業委員会としては何の権限もないわけです。許可します、しません、という立場にないものですから、あくまでもその当事者の届出、あるいは誠意に頼らなければ仕方がないわけです。こういった場合は。
- 10番（森） 関連するんですけど、ここには携帯会社の名前は載っていませんけど、私のところで1月に携帯で現地確認をした許可不要の届出がありました。それで、現在、ま

だ建っていないので話を聞いたところ、周りの許可をもらわないと建てられないと。高さとかの関係で、何か被害があった場合には、その範囲内の人たちの許可をもらってないと建てられないので、今、工事にかかってないという話を聞いております。そういうことですので、やっぱりそういう確認も必要じゃないかと思います。ただ要らないからよいということじやなくて、いざ建てるとなつたら、周りから苦情がでたら建たないということです。

議長（西岡）

それでその農地法第4条第1項第8号に施行規則とかこの中に書いてあるじゃないですか。局長わかりますか、施行規則とか何とか。周りの許可が必要ということで書いてあるのでしょうか。

9番（松本）

結局、権利はなくとも指摘はしなければならない。指摘はしないと、どんどん形状変更は個人でしてもよいと、届出は後からでもよいならそうなる。指摘をしていいのか、せずにそのまままでよいのか、ということがある程度ここでわかっていれば、何も我々も心配して、いよいよもって喧嘩をしに行かなくてもよいのですから。

議長（西岡）

とにかくその工事の始まる前に届出をしてもらうわけです。してもらうのが一番大事なことです。

9番（松本）

だから届出だけでよいということで問題ないんでしょう。

3番（山口）

議案にちゃんと書いてあります、許可不要転用届の受理と。ここに出して報告すればもうそれでよいということですね。

10番（森）

この法律のちょっとした矛盾というか、我々は農地を守るという法律のもとで審議をするわけですけれども、そこで届出が出ると建てることが簡単にできると。それと周りの土地の人が、うちの農地にもし倒れてきたらどうするのか、という意見があるわけです。我々としては農地を守らないといけないから、それはどうするのか、となるとちょっとした問題になりますので、そのところが法的な煮つめが必要じゃないかなあと思います。許可はしたけど、周りの農地の人が、ここに建ててもらったら困ると言つたらもうその工事はできないです。

議長（西岡）

私たちの許可は要らないですよ、ただ届出だけです。農業委員会は、許可したとか何とかではないです。それで、またこの携帯電話の基地局は法的に、農業委員会の許可は要らないと法で決まっているらしいです。

9番（松本）

結局そういうことが仮に起こったとしても、指摘をする必要はないですね。

- 事務局（徳弘） 第4条第1項、当然、これとこれは許可不要としてあります。手続きとしては届けが出て、書類等確認して不備がない場合は受付ということになりますけれども、この許可不要に関しては、受け付けた段階で本来であればOKとなります。ただ、何でもかんでもということではなく、それはリストに全部定められていて、例えば、土地収用法に掲げられているものとか、公共のものでもより公共性の高いものですね、道路とか河川敷等とかですね。例えば、学校とか役所とか病院とかを建てる場合は許可不要ではないとか、そこまで定められております。あとは、今まさに出ていた公共的なインフラ、ライフラインでもある電気とか、その携帯電話の鉄塔とかいうのも、むちやくちゃにやる、適当にやるものではない、という前提で、許可不要の届出でOKということになっております。特にこういった工事関係については、事前に当然その届出がでてまいりますし、そこにはちゃんとした計画書であるとか図面とか、それぞれの業者がしっかりしたものを付けておりますので、まず受け取る段階でやり取り、確認は事務局のほうでもやっております。
- さらに言うと、近隣の自治体に確認をしたところ、特にこの許可不要のものに関しては、事前の確認ができるので、現場での立ち会いまでは求めていないところが多数である、ということになっております。
- 議長（西岡） 業者が言うには、上天草市ばかり立ち会いを求める。他所では立ち会いはしていないそうです。
- 9番（松本） ルールがそうならルールのようにすればよいわけだから。
- 事務局（徳弘） ただ、確認なしで全部OKですよということではなく、一応事務局でも確認は全部したうえで受け付けということをしております。
- 3番（山口） 農業委員会で許可不要の届出だけれども、もう見るだけで、あとは周囲が反対するならできませんから。隣接するこの土地も周囲は家が建っているところですね。
- 事務局（徳弘） かなり前、3月前の話ですけれども、太陽光設備の設置申請があったときの話で、1回ここでも出ましたけれども、民間の営利活動に対して、農業委員会が、「地域が反対しているから、この申請は却下ですよ」ということはできないよ、という話があったと思います。当然、民間は民間で営利活動をなさいますけれども、転用するにあたって、その周囲の同意をいただくようにはなっておりますけれども、それが必須事項ではないことがあります。同意をいただけるものは書面でいただきますし、どうしても同意書面がとれない場合は、設置後、転用後の諸々に関しては、転用者が責任を持って対応いたします、という一筆はいただくようにしております。民間の活動について、転用についてもその対応をしておりますので、この許

可不要についても、あくまでも許可が要らないという取り扱いになりますが、同じように同意書であったり、同意書がとれない場合は、設置後の対応については設置者において対応します、ということは、同じ条件というか、同じ土俵の上でということにはなると思います。ただ、より公共性が高いので、これについては許可不要だよという取り扱いになってくると思っております。

8番（源）

形状変更のとき、さっきの松島の案件は、水田を嵩上げして今度は畑状態になるわけです。当然、畦はなくなるわけなので、そういうときは地目変更は要りませんか。水田ではなくなりますので。

1番（蓮田）

田んぼがですね、畑に。

8番（源）

関連するか知らないけど、転作で今度果樹を植えるという話だけど、果樹を植えて樹園地で申請しても、畦がないなら転作で認められないはずです。転作は水を溜められる状態にしていないとだめなので。だから畑に地目変更しないでよいのかなあと思います。

事務局（徳弘）

一応登記簿の地目としては田と畑とあります。

1番（蓮田）

台帳面は変わっていたな、畑。

9番（松本）

やっぱり畑に変えるわけですね。

事務局（徳弘）

本来は変えていただかないといけないところです。

8番（源）

農業再生協議会に聞いてみたところ、完全に畦がなくて水が溜められない状態になったら、転作の助成金は出ません。

議長（西岡）

今は転作補助金はあるんですか。

8番（源）

再生協議会からも畦はあるものにして見ていくとは思いますが、本当は畦がない状態はだめなのです。

9番（松本）

湛水状態のできる状態できちんとしていないと、ほかに作物を作ったとしても転作しません、ということです。

議長（西岡）

いろいろと形状変更届とか、許可不要につきましていろいろ出ましたが、皆さんからほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長（西岡）

それでは皆さん方、大変慎重にご審議をいただきましたけれども、ただいまの許可不要、あるいは形状変更等につきましては、やっぱり農業委員会の見解というものが必要だろうと思います。そういうことで形状変更等につきましては、まず工事の始まる前に届出をだしてもらうということ、そして委員の皆さん方が承知をしたうえでの工事に入っていただくということで、皆さん方もご理解をいいいただきたいと思います。

それでは、皆さん方、大変慎重なるご審議をいただきましたけれども、本日の議事は、皆さん方のご協力をいただきまして、滞りなく終了できましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

これをもちまして、本日の総会の議事を終了させていただきます。

また、その他ということで事務局のほうから説明がございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

(テープ終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時30分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年7月10日

上天草市農業委員会 会長

上天草市農業委員会 委員

上天草市農業委員会 委員

西岡光雄

若崎國重

源義通